

新型コロナウイルス発生に伴い排出される廃棄物 (庁舎等の消毒に伴い発生する可燃ごみ) の処理について

「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」に基づき「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の内容に準拠して処理を行う。

同ガイドラインによると、処理方法は次の2種類に分けられる。

- 1) 医療機関、検査機関等から排出される感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）、
- 2) 一般家庭等から排出される廃棄物（感染性扱い）

市が庁舎や公共施設の消毒等を行う場合は2）に該当すると考える。

処理に当たっては環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に準拠した取扱とする。

1. 廃棄物の運搬について

必ず損傷しにくく、密閉できる次のいずれかの容器に収納して収集運搬すること。内容物の詰めすぎにより、内容物が容器の外部に飛散・流出しないように注意すること。

- ① 感染性廃棄物専用ごみ袋
- ② 丈夫なビニール袋を2重にする



2. 西部総合処理センターへの持込手順

- ① 事前に施設管理課または施設操作課へ持込の日時等を連絡（0798-22-6601）する。
- ② 持込時の受付は西部総合処理センター2番計量で受け付ける。（不用書類等の廃棄処分依頼 提出）
- ③ 可燃ステージの誘導員の指示に従い、廃棄物を投入する。（注ステージ床に直接置かないこと。）
- ④ 西部総合処理センター3番計量にて重量を測定し退所する。

3. 処分手順について

- ① ステージ職員は搬入車両を投入扉またはダンピングボックスへ案内する。
- ② ステージ職員は搬入者に廃棄物を投入扉またはダンピングボックスへ入れるように案内する。
- ③ ステージ職員は廃棄物がすべてごみピットへ投入されたことを確認する。

様式 2

令和 年 月 日

施設管理課長 様

(依頼課)

長 ㊟

TEL.

不用書類等の廃棄処分について (依頼)

このことについて、下記のとおり廃棄処分をお願いします。

記

① 廃棄物の内容 [該当するものに○印、具体的なごみの内容を()内にご記入ください]

- ・可燃ごみ (**新型コロナウイルスに係る除染ごみ**)
- ・不燃ごみ ()
- ・粗大ごみ ()

② 廃棄理由

【注意】

- 1 この依頼書は依頼課の職員が直接、公用車で不用書類等を搬入される場合に限りま
- 2 搬入時間は、粗大・不燃ごみが午前8時から午後3時30分、可燃ごみは午前8時から午後4時30分までです。
- 3 家電4品目 (テレビ・エアコン・冷蔵 (凍) 庫・洗濯機) およびパソコンについては処理できません。詳しくはメーカーまたは販売店にお問い合わせください。
- 4 この依頼書は公用車1台につき1枚必要です。

連絡先 西部総合処理センター 22-6601 (内線3936)